

# 令和5年度県内外公的・民間病院等派遣研修基本方針

## 1 派遣研修の必要性

沖縄県病院事業局は平成29年に策定した「沖縄県病院事業局事務職員に係る人材育成プラン」に基づいて、各地域での「信頼・安定」の確保、「安心・満足」できる良質な医療の提供、「尊重・納得」に基づく人間関係の構築に取り組む県立病院の運営の中核を担う事務職員を育成している。

本プランは、公平な機会の提供及び派遣する職員の自覚を促すことにより、より効果的な研修の成果とやる気ある職員の登用につなげることとしている。

民間病院においては、先進的な取り組みや効率的な病院経営を弾力的に行うなど、実績を重ねていることから、民間病院へ職員を派遣し、民間病院のノウハウを習得させることは、県立病院の経営の安定化に資するものと思料される。

については、派遣研修を通じ、職員が民間病院における経営戦略、業務改善への取り組みに関わることで、知識や経験が深まり、県立病院の健全な経営に効果的な職員の育成が期待できる。

## 2 派遣の目的

医療事務及び病院事務職職員を対象に県内外の公的・民間病院等において派遣研修を行わせ、職員の視野を拡大し、先進的な手法や効率的な経営感覚を習得させることにより職員の資質向上を図り、県立病院の健全な運営に資する。

また、民間におけるコスト意識、効率的な経営感覚の醸成、現場における事例などを通しての意思決定方法や業務の執行などに関するノウハウを習得させるとともに、今後の展望や方向性に必要な情報収集を行う。

## 3 派遣者の選考について

(1) 局内公募による応募者等の選考を適正かつ公平に行い、研修で得た知識と能力を活用し、諸課題の解決に取り組む強い意欲と、期待される研修効果を発揮できる優れた人材を確保するため、下記の方法により選考を行うこととし、その基準などについては別に定める。

①書類選考（応募書類、勤務状況、人事評価、懲戒処分歴等）

②面接

(2) 選考の結果、応募職員中に適任者がいない場合、応募職員からの派遣は行わない。

(3) 書類選考及び面接選考の結果により候補者を選考し、局長決裁をもって決定する。

(4) 選考結果は、本人へ通知するとともに異動内示をもって行うこととする。

## 4 研修効果の発揮について

(1) 研修記録の適切な記録

研修においては、病院事業総務課職員による面談を行い、調書を作成する他、研修者による報告作成・提出を行わせ、研修実績を適切に記録することにより、研修と人事管理の強化を行う。

(2) 派遣実績を踏まえた派遣先の検証

研修結果を踏まえ、派遣職員からの報告等をもとに、派遣先変更の必要があると認められる場合は、派遣先を変更するものとする。

(3) 人事配置について

適切な研修記録に基づき、研修効果の検証を行う他、研修において習得した知識、技能を最大限発揮できるよう本人の意向を踏まえながら適材適所の人事配置に努める。